

# 市を目指して始動!

## 最終回 市になると変わること ～行政制度について～

問合せ先  
市制施行準備室  
(内線255)

最終回の今回は、市になると福祉や選挙、議会といった行政制度がどう変わるかについて紹介します。

### 【福祉行政】 県が行っている事務の一部を市が直接行うこととなります。

福祉行政について、市と町の大きな違いは、社会福祉法によって「福祉事務所の設置」が義務付けられることです。

福祉事務所が設置されると、現在愛知県が行っている障害児福祉手当の認定や生活保護の決定、児童虐待など子育てに関する家庭児童相談などの事務は、市が直接行うこととなります。それによって、住民ニーズを的確に把握し、迅速な対応ができるなど、よりきめ細かな福祉サービスが提供できるようになります。

なお、福祉事務所については、新たに施設を整備する必要はなく、福祉担当の部署に窓口を設け、社会福祉主事などの福祉専門職員を配置することで対応することができます。



### 市になることにより新たに行う主な事務など

区分	項目
施設の設置など	福祉事務所の設置
	社会福祉主事の配置
	家庭児童相談室の設置
	母子自立支援員の配置
新たに行う事務など	障害児福祉手当に関する事務
	特別障害者手当に関する事務
	経過的福祉手当に関する事務
	特別児童扶養手当に関する事務
	生活保護に関する事務
	児童扶養手当に関する事務
	母子生活支援施設への入所、保護の実施
	助産施設への入所、助産の実施

### 【議会制度】 議員定数の上限数などが変わります。

#### ● 議員定数の上限数

議員定数の上限数は、地方自治法により「人口5万人未満の市および人口2万人以上の町」については26人、「人口5万人以上10万人未満の市」は30人など、市と町村の区分や人口により定められています。長久手町が市になった場合、法定上限数は現在の26人から30人に増えることとなります。

実際には、議員定数は各市町村の条例で定めることとされており、現在、長久手町は「長久手町議会の議員の定数条例」により、議員の定数を法定上限数より少ない20人としています。

#### ● 議決を必要とする事項

議会の議決には、条例の制定や改廃など、自治体の意思決定機関としてさまざまな議決事項があります。市になると、工事などの契約および財産の取得売買については、議決を必要とする金額の基準が次のように変わります。

##### ◆ 議決が必要な工事契約など

町の場合は5,000万円以上です。市になると1億5,000万円以上となります(現在、長久手町は条例により6,000万円以上の工事請負契約は議決が必要としています)。

##### ◆ 議決が必要な財産の取得売買

町の場合は700万円以上です。市になると2,000万円以上となります。



# 【選挙制度】

首長や議員の選挙におけるルールなどが変わります。

## ●告示日

選挙が行われることを告示する日は、町長選挙および町議会議員選挙は、選挙日の少なくとも5日前までですが、市長選挙および市議会議員選挙は選挙日の少なくとも7日前までとなります。

## ●供託金

選挙に立候補する場合の供託金は、町長選挙が50万円に対し、市長選挙は100万円となります。また、町議会議員選挙では供託金が不要なのに対し、市議会議員選挙では30万円が必要となります。

## ●選挙運動に使用できるはがきの枚数

選挙運動のために使用できるはがきの枚数は、町長選挙が2,500枚に対し、市長選挙は8,000枚となります。また、町議会議員選挙が800枚に対し、市議会議員選挙は2,000枚となります。

## ●国政選挙および県議会議員の選挙区

国政選挙については、市になっても選挙区は変わりません。  
県議会議員選挙の行政区は、現在、愛知郡が1つの選挙区になっていますが、原則として市で1つの選挙区となります。

### 選挙制度における市と町の違い

項目		市	町
告示日		市長選挙・市議会議員選挙とも選挙日の7日前までに告示	町長選挙・町議会議員選挙とも選挙日の5日前までに告示
供託金		市長選挙 100万円 市議会議員選挙 30万円	町長選挙 50万円 町議会議員選挙 なし
選挙運動に使用できるはがきの枚数		市長選挙 8,000枚まで 市議会議員選挙 2,000枚まで	町長選挙 2,500枚まで 町議会議員選挙 800枚まで
国政選挙および県議会議員の選挙区	国政選挙	変更なし	
	県議会議員選挙	原則として、市で一つの選挙区	愛知郡(長久手町、東郷町)で一つの選挙区



## ●招集の告示日

議会が開会される場合、議員に対して開会日時と場所を指定して集合することを知らせる行為を「招集」といいます。招集の権限は市町村長にあり、町の場合は開会日の3日前までに招集の告示が必要ですが、市になると開会日の7日前までに招集の告示をすることが必要です。

### 議会制度における市と町の違い

項目		市	町
議員定数の上限数		30人 ※10万人未満の市の場合	26人
議決を必要とする事項	工事契約など	1億5,000万円以上	5,000万円以上
	財産の取得売買	2,000万円以上	700万円以上
招集の告示日		開会日の7日前までに告示	開会日の3日前までに告示

## 市制に関する 地元説明会を 開催します

特集の連載は今回で最終回となりますが、その内容を直接住民のみなさんにお伝えするため、今後、地域での説明会を開催します。開催内容の詳細は、5月号でお知らせする予定です。